

平成30年1月30日

医療政策課

電話（ダイヤルイン）93-8392

奈良市と全国健康保険協会（協会けんぽ）奈良支部との 健康寿命延伸、予防医療にかかる連携協定について

高齢化が進む中、「生活の質」を高めることが、大きな課題となっています。「生活の質の向上」のためには、病気を未然に防ぐ「予防」に取り組むことが重要です。本市では、「予防」に焦点を当てた健康施策を進めています。

このたび、奈良市と協会けんぽ奈良支部は、予防医療・健康づくりに資する取り組みについて相互に連携、協力する協定を締結し、地域全体の住民の健康寿命延伸・医療費適正化を図ろうとするものです。地域・職域という保険者間の連携を本協定において担保し、さまざまな健康・予防の事業を実施してまいります。

本協定は、奈良県内市町村で初めてとなります。

記

1. 主な連携・協力事項

協定条項に沿って以下の4点を中心に進めていきます。

- (1) データヘルスはじめ科学的データに基づく地域及び職域の健康課題の調査及び分析に関すること
- (2) 生活習慣病の予防と早期治療勧奨及び重症化予防等に関すること
- (3) 健康づくり（食事・運動他）に関すること
- (4) その他、前各号の目的を達成するために必要な事項に関すること

2. 本協定の特長について

データヘルスによる医療・健康課題の共有に加え、科学的データに基づき、奈良市が県内で先行実施している糖尿病や COPD の予防事業を具体的な協定項目と掲げ、今後の健康寿命延伸・医療費適正化に資する事業を市民全体に拡大しようとする実務重視型の協定を締結します。

3. 本協定を締結するメリットについて

(奈良市側)

市町村のデータヘルスは国民健康保険主体で加入者の年齢層として前期高齢者層(65歳～74歳)にウエイトがかおかれ、計画に基づく病気予防や健康づくりの事業も同様の傾向がありました。協会けんぽの加入者層は働き盛りの現役世代(30～50歳代)の方が多く、連携することで、市の事業が全年齢的にバランスの取れた内容とすることが期待できます。また、協会けんぽ加入者は退職すれば国民健康保険に移行される方が多く、予防医療、医療費の観点から大きな効果が期待できます。

(協会けんぽ側)

協会けんぽは、職域における医療保険者として、加入者や事業主からお預かりしている保険料をできる限り有効活用し、加入者の健康増進や疾病予防の事業を展開しています。

今回、奈良市と協定締結に至った理由としては、次のとおり。

- ①支部加入者のうち奈良市民の占める割合が最も高く、地域と職域との連携による「健康寿命の延伸」を目的とした保健事業を展開し易い。
- ②糖尿病性腎症やCOPDといった重症化予防対策に関して、奈良市は県内で最も先進的な取り組みを行っており、協定締結に伴い、当支部としても、そのノウハウを取り入れ連携することにより、奈良市民のうちの当支部加入者にも展開できる。
- ③県内最大市との協定締結により、他市を初めとする県内38市町村にアピールでき、将来的には奈良市との事業をモデルとして全県的に展開しやすくなる。
- ④協会けんぽ加入者が現役を卒業すると国民健康保険や、その後の後期高齢者医療制度へと移っていく構図にあり、できる限り現役世代のうちに健康づくりを行っておいた方が医療費適正化に繋がるため、本支部加入者の健康増進や疾病予防に関して、地域に詳しい立場からの助言や情報を提供いただける。

4. 具体的な今後のスケジュールについて

平成30年度より予算議決をふまえ、以下を優先して実施していきます。

- ①データヘルス計画策定における協働・連携
- ②県内で先行し、奈良市で平成28年度から実施している糖尿病腎症重症化予防やCOPD(慢性閉塞性肺疾患)早期発見=禁煙啓発事業の協会けんぽとの協業(=ノウハウの共有)
- ③食育や運動をはじめとした健康づくり面での協働

5. 奈良市と協会けんぽ奈良支部の概要について

奈良市（平成28年度）

人口：359,666人

国民健康保険

被保険者数：83,580人（加入率：23.2%）

【市政概要（平成29年）】

協会けんぽ奈良支部（平成28年度）

加入者数：314,278人

うち、奈良市域在住の加入者数：55,605人（17.7%）

（参考）奈良市在勤の加入者数：86,263人（平成29年3月末現在）

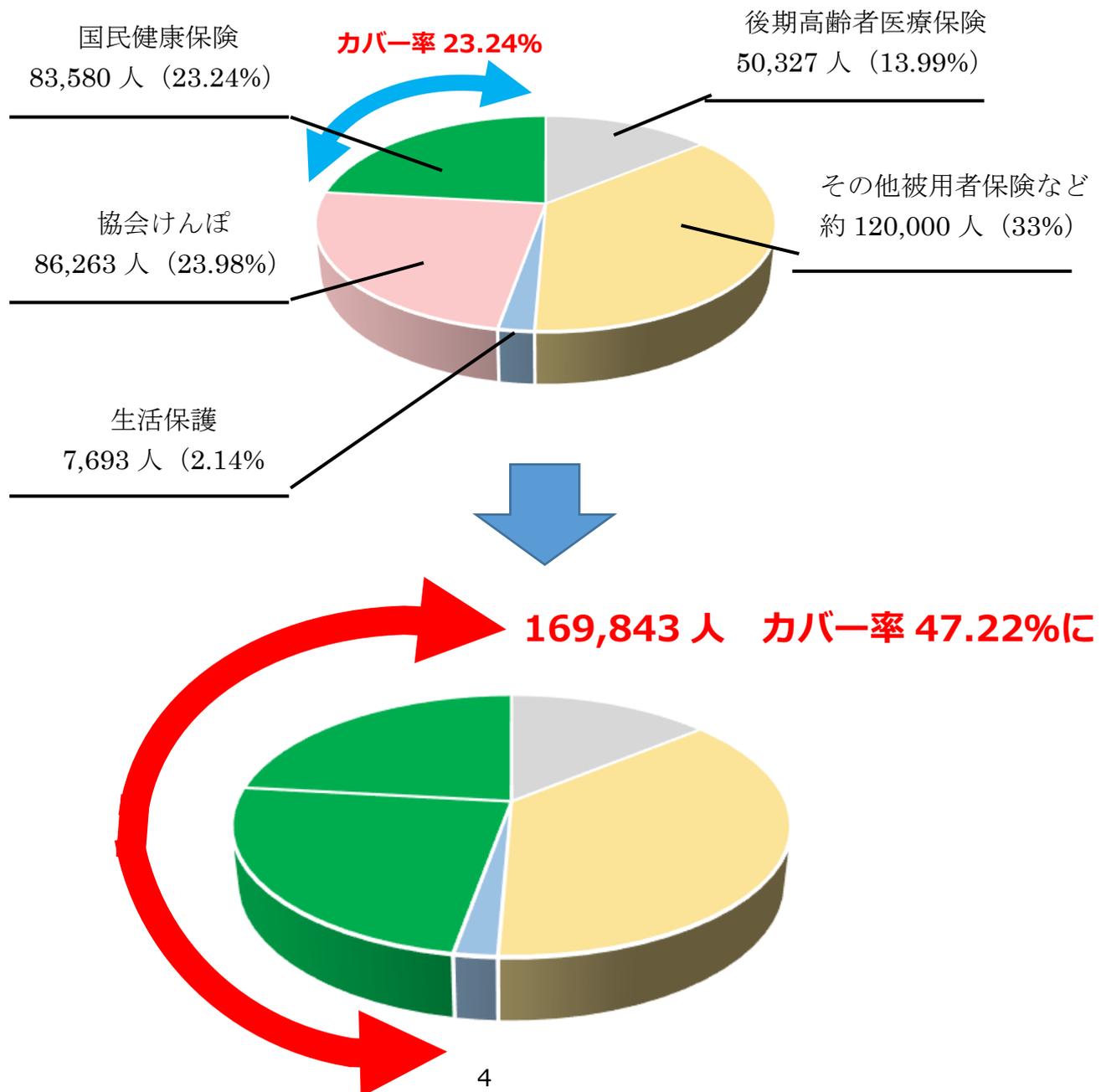
奈良市の公的医療保険制度の被保険者数と対人口比率

保険制度区分		加入者数	対人口比率
国民健康保険 ※1	自営業者など	83,580	23.24%
後期高齢者医療保険 ※1	75歳以上。ただし、65歳～74歳で一定の障害がある人を含む。	50,327	13.99%
生活保護 ※1		7,693	2.14%
協会けんぽ ※2	奈良市在勤者	86,263	23.98%
その他被用者保険など※3	健康保険組合、共済組合、県外医療保険者など	約 120,000	約 33.0%
人口 ※4		359,666	

※1 平成29年度市政概要による。 ※2 協会けんぽ奈良支部による。 ※3 奈良市による推計。

※4 推計データ等があるため、保険制度区分の合計と総人口は一致しない。

奈良市・協会けんぽ奈良支部の連携協定による健康寿命延伸・予防医療対象者の拡大



健康寿命延伸及び予防医療に関する包括協定書

奈良市（以下「甲」という。）と全国健康保険協会奈良支部（以下「乙」という。）は、奈良市民と奈良市在住又は在勤の全国健康保険協会奈良支部加入者（以下「市民」という。）の健康寿命の延伸及び予防医療に向けた取組について相互に連携・協力するため、次のとおり包括協定を締結する。

（目的）

第1条 この包括協定は、甲及び乙が相互に連携・協力をを行い、地域全体の健康寿命の延伸と予防医療に向けた取組を通じて、市民の健康増進及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的の達成のため、次に掲げる事項に関する連携・協力を行うこととする。なお、実施時期、実施方法その他具体的な実施内容については、甲乙協議の上、別途定めることとする。

- (1) データヘルスをはじめとする科学的データに基づく地域と職域の健康課題の調査及び分析に関すること。
- (2) 生活習慣病の予防、早期治療勧奨、重症化予防等に関すること。
- (3) 健康づくり（食事・運動ほか）に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（進捗状況の確認）

第3条 この包括協定に基づく連携・協力を円滑に推進するため、甲及び乙は、それぞれの担当部局を定め定期的に協議を実施するとともに、事業の進捗状況を確認する。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、この包括協定に基づく連携・協力事項の検討・実施により知り得た相手方の秘密及び個人情報を、相手方の書面による承諾なしに、第三者に提供若しくは漏洩し、又は第1条の目的外に使用してはならない。

（包括協定の有効期間）

第5条 この包括協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1箇月前までに、甲及び乙のいずれからも終了の申出がない場合は、有効期間が満了する日から更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（包括協定の見直し）

第6条 甲又は乙が、この包括協定の内容の変更を申出たときは、協議の上、この協定の変更を行うものとする。

（疑義等の決定）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

この包括協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年 1月30日

甲 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長 仲川 元庸

乙 奈良市大宮町七丁目1番33号
奈良センタービル4階
全国健康保険協会奈良支部
支部長 河田 光央